

令和6年厚木市農業委員会12月定例総会議事録

日 時 令和6年12月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時00分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

12番 松 前 進（会長職務代理者）

欠席者 11番 中 丸 豊

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告9件）
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について（報告20件）
- 3 市長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について（報告1件）
- 4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について（報告1件）
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告2件）
- 6 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて（報告1件）
- 7 議案第46号 農地法第3条の規定に係る許可申請について（12件）
- 8 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）
- 9 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について（30件）

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

11番の中丸豊委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和6年厚木市農業委員会12月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、9番の清田徳治委員、10番の大矢和人委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、11月12日から12月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、2件、2筆、面積は789.55平方メートルでございます。

法第5条につきましては、7件、12筆、面積は1,842.75平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、9件、14筆、面積は2,632.30平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、11月12日から12月10日までに受付したものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は15人、農地の所有権を取得された相続人は19人、筆数は延べ98筆、面積は延べ49,896.04平方メートルでございます。あっせんの希望は1件でございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「市長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について、ご報告いたします。

御報告する案件は1件です。

これは、市税等滞納処分による差押を執行のため、地方税法第20条の11の規定に基づくものであることから、厚木市長の依頼を受け、回答するものでございます。

本件につきましては、令和6年11月1日付けで厚木市長から、農地の現況について、照会があったものでございます。

土地の所在につきましては、三田字十日市場1筆、登記地目は畑、面積は87平方メートルでございます。

所有者は、愛川町中津にお住まいのAさんでございます。

調査しましたところ、現況は、雑種地であることを確認しました。

当該地については、農地区分が第1種農地で、転用履歴は無く、農地性を失っていることから農地法違反状態の土地です。

入札には買受適格証明書が必要であること、また、当該地を農地の状態に復元してからでないと、買受適格証明の発行もできない旨を回答しました。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」について、御報告いたします。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

御報告する案件は1件です。

証明願申出者は、恩名3丁目にお住まいのBさん。

買取り申出を行おうとする生産緑地は、恩名3丁目1筆、現況地目は畑、面積は730平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の故障のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらに対しまして、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第3条に基づき、早川委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのCさん、対象地は上荻野字仲田1筆、登記地目は畑、面積は169平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和46年頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税課税台帳で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのDさん、対象地は上荻野字横林1筆、登記地目は畑、面積は66平方メートルでございます。

当該地につきましては、明治時代以前から蔵が建てられており、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税課税台帳で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、「農地法第3条の規定による許可申請の取下げ」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、「農地法第3条の規定による許可申請の取下げ」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

農地法第3条の規定による許可申請日は、令和6年11月11日、取下願の提出日は、令和6年11月25日です。

対象となる農地は、関口字上原1筆、登記地目は畑、面積は1,026平方メートルです。

渡人は、関口にお住まいのEさん外1人で、受人は、金田にお住まいのFさんです。

取下事由は、売買の取下げによるものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 7、議案第46号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第46号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は12件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象地は関口字山ノ根 4 筆、現況地目は全て田、合計面積は1,453平方メートルです。

渡人は愛川町中津にお住まいの G さんで、受人は妻田西 2 丁目にお住まいの H さんです。

経営規模拡大のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人の 1 人です。

続いて 2 番でございます。

対象地は上落合字柳添 4 筆、現況地目は全て田、合計面積は1,891平方メートルです。

渡人は相模原市南区相武台 1 丁目にお住まいの I さん外 1 人で、受人は下津古久にお住まいの J さんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び子の 4 人です。

続いて 3 番でございます。

対象地は愛甲字佃 1 筆、現況地目は田、面積は991平方メートルです。

渡人は愛甲にお住まいの K さんで、受人は愛甲東 1 丁目にお住まいの L さんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の 3 人です。

続いて 4 番でございます。

対象地は下川入字十四ノ域 1 筆、現況地目は田、面積は840平方メートルです。

渡人は下川入にお住まいの M さんで、受人は下川入にお住まいの N さんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び母の 3 人です。

続いて 5 番でございます。

対象地は下川入字十三ノ域 1 筆及び同字十四ノ域 1 筆、現況地目はともに田、合計面積は854平方メートルです。

渡人は下川入にお住まいの M さんで、受人は下川入にお住まいの O さんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び母の 3 人です。

続いて 6 番でございます。

対象地は飯山字上尾 1 筆、現況地目は畑、面積は780平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのPさんで、受人は飯山にお住まいのQさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されています。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者、両親及び祖父母の6人です。

続いて7番でございます。

対象地は上荻野字上田尻4筆及び同字打越原2筆、現況地目は全て田、合計面積は2,026平方メートルです。

渡人は横浜市瀬谷区中屋敷2丁目にお住まいのRさんで、受人は及川2丁目にあります株式会社S 代表取締役Tさんです。

新規参入のための売買契約による所有権移転で、果樹の利用が予定されています。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。

労働力につきましては、代表取締役本人及び役員2人の3人です。

続いて8番でございます。

対象地は下荻野字四ツ谷2筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,407平方メートルです。

渡人は棚沢にお住まいのUさんで、受人は棚沢にお住まいのVさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されています。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、両親及び子の4人です。

続いて9番でございます。

対象地は下荻野字西四ツ谷1筆、現況地目は畑、面積は1,136平方メートルです。

渡人は棚沢にお住まいのUさんで、受人は東京都町田市真光寺町にお住まいのWさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されています。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、両親及び姉の4人です。

続いて10番でございます。

対象地は戸田字富田2筆、現況地目はともに田、合計面積は963平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのXさんで、受人は横浜市にお住まいのYさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されています。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、両親及び弟の4人です。

続いて11番でございます。

対象地は戸田字富田1筆、現況地目は田、面積は967平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのXさんで、受人は戸田にお住まいのZさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されています。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、両親及び兄の4人です。

最後に12番でございます。

対象地は長谷字仲町2筆及び同字反町2筆、現況地目は全て田、合計面積は2,666平方メートルです。

渡人は長谷にお住まいのaさんで、受人は長谷にお住まいのbさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されています。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機。
労働力につきましては、本人、配偶者、父及び弟の4人です。
なお、1番から12番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程7、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。
よって、日程7、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。
次に、日程8、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在は、下荻野字石神6筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,786平方メートルです。

受人は、綾瀬市深谷上6丁目にお住まいのcさん、渡人は三田にお住まいのdさん外3人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、古物品及びリサイクル品の販売と輸出入を主な事業として個人事業を営んでおり、取扱品の主力となっている作業用車両・重機の取引が厚木市内及びその近隣で増えていることから、そのニーズに対応すべく、市内に新たな車両置場が必要となり、申請されました。

農地転用許可申請地は、東側は河川、西側及び南側は道路、北側は本議案の2番により農地転用

許可申請中の畑に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧・砕石敷きし、車両置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除く外周全てに鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は、下荻野字石神2筆、登記地目はともに畑、合計面積は889平方メートルです。

受人は藤沢市遠藤の株式会社e 代表取締役fさん、渡人は下荻野にお住まいのgさん外1人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、古物品の販売、輸出入及びインターネットオークションを主な事業として営む法人で、取扱品の主力となっている作業用車両・重機の取引が市内及びその近隣で増えており、そのニーズに対応すべく、業務効率向上の観点から、市内に新たな車両置場が必要となり、申請されました。

申請地の北東側は河川、北西側及び南西側は道路、南東側は本議案の1番により農地転用許可申請中の畑に接しております。

南西側に出入口を設け、全面転圧・砕石敷きし、車両置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除く外周全てに鋼板柵を新設することにより、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

農地法第5条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<曽根義久委員>

両案件ともに、河川の方に下がり傾斜があり、表流水等が全て河川に流れ出る心配があるが、問題ないか。

〈農地管理係主任〉

ともに河川側には鋼板冊を新設し被害防除、また、住みよいまちづくり条例により表流水等は敷地内浸透処理となるため、問題ないものと判断されます。

〈曽根義久委員〉

わかりました。

〈議長〉

他に何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 9、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第48号、「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は30件、55筆、合計集積面積は、41,083平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が25件、42筆、34,452平方メートル、賃借権設定が5件、13筆、6,631平方メートルでございます。

現況地目別では、田が41筆、27,427平方メートル、畑が14筆、13,656平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が20件、普通畑が9件、果樹が1件となっております。

契約期間は、3年間で26件、6年間で1件、9年間で3件。

新規設定が16件、更新設定が14件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

令和6年12月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
